

(様式第1号)

芦屋市指定管理者選定・評価委員会（聖苑）会議録

日 時	令和2年10月12日（月） 14:30～16:30
場 所	芦屋市役所 東館3階中会議室
出席者	委員長 倉本 宜史 副委員長 澤幡 敬直 委員 豊田 孝二 森田 昭弘 市出席者 環境課 課長 米村 昌純 環境課 係長 富松 正貴 環境課 係員 秦 沙苗 事務局 企画部 部長 川原 智夏 マネジメント推進課 課長 島津 久夫 マネジメント推進課 主査 岡本 将太 マネジメント推進課 係員 井上 裕士 コンサルタント 角田 達哉
事務局	マネジメント推進課
会議の公開	■非公開 選定・評価委員会において諮り、出席者4人中4人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開とした理由> 審議の内容に法人情報が含まれているため、非公開とする。

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 委員長・副委員長選出
- (4) 会議運営に関する説明等
- (5) 議題「外部評価（審議事項）」
- (6) その他
- (7) 閉会

2 資料

- 資料1 次第
- 資料2 委員名簿・出席者名簿
- 資料3 委員会タイムスケジュール
- 資料4 - 1 評価審査要領
- 資料4 - 2 評価基準
- 資料5 第三者評価結果（案）
- 資料6 芦屋市指定管理者選定・評価委員会報告（案）
- 資料7 施設及び指定管理者の調査票（概要等の記載）
- 資料8 施設のパンフレット等
- 資料9 仕様書（今期指定期間）
- 資料10 事業報告書（今期指定期間）
- 資料11 年度評価表（今期指定期間）
- 資料12 事業計画書（令和元年度）
- 資料13 公募時の事業提案書・選定時の採点集計表
- 資料14 マネジメント推進課事前調査報告書
- 資料15 基本協定書（今期指定期間）
- 資料16 年度協定書（令和元年度）
- 資料17 法人等の財務状況に関する書類
- 資料18 芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例
- 資料19 指定管理者選定・評価委員会規則
- 資料20 施設の設置管理条例

3 会議の成立

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第2条第1項により第1号委員から2人の委員が選出されている。この委員会は、委員定数4人中4人の委員が出席しており、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条第2項により委員の過半数が出席していることから、会議は成立していることを確認した。

4 委員長，副委員長の選出

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第2条第1項及び第2項により委員の中からの互選で倉本委員が委員長に選出され、同条第4項の規定に基づき、倉本委員長の指名により、澤幡委員が副委員長に選出された。

5 審議経過

倉本委員長	事務局より審査要領の説明をお願いします。
事務局	【資料4の「評価審査要領及び評価基準」と資料5の「第三者評価表（案）」に基づいて、審査要領の説明】
倉本委員長	ただいま事務局から説明がありましたが、質問はございますか。
各委員	【審査要領について質疑・応答】

倉本委員長	それでは、事務局で作成した審査要領で進めることとします。 続いて、ヒアリングに入る前に、本委員会に先立ち実施されました事前調査の概要について事務局から、説明願います。
事務局	事前調査結果につきましては、事前調査をお願いいたしましたコンサルタントの角田様からご説明いたします。
事務局	【資料14の「マネジメント推進課事前調査報告書」に基づき報告】
倉本委員長	事務局から説明がありましたが、ご質問があればお願いいたします。
豊田委員	2点確認させてください。コンサルタントの調査報告書2ページの④、一部取引抜粋とありますが、抽出した基準を教えてください。
事務局	収支計算書の支出金額の1%を超える費目を抽出させていただいております。その中から任意の費目を抽出しております。
豊田委員	もう1点が、⑤の現物の確認ですが今回は現場に行かれたんですか。
事務局	現地確認できております。
豊田委員	分かりました。ありがとうございます。
倉本委員長	私からも一点よろしいでしょうか。調査の過程で気づいたことで、一般管理費のことを書かれております。こちらは既に指定管理者にはお伝えになっていますでしょうか。
事務局	はい。この件については、確認いただいている状態です。
倉本委員長	では、指定管理者は知っている状況で、今日は来られるということですね。
事務局	はい。
倉本委員長	分かりました。ありがとうございます。それでは、これより担当課職員に入室いただき、ヒアリングなど具体的な審議に入ります。担当課職員の入室をお願いいたします。
担当課	【入室・着席】
倉本委員長	では、まず市のご担当の方から施設の概要をご説明いただき、その後、「年度評価表」を基に、これまでの管理運営状況等についても説明をお願いいたします。評価結果は、事前に送付いたしましたファイルの【11番「指定管理者評価表」】に記載されております。また、特に評価すべき点、課題となっている点などがあれば、それも含めてご説明ください。説明時間は概ね5分以内で簡潔をお願いいたします。また説明の後、各委員から質疑を10分程度行いますので、それに対してご回答ください。
担当課	市民生活部環境課、米村でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。芦屋市聖苑ですが、こちら火葬場となっております。特別な施設ですので、一般の施設のように広く周知し、集客を得るような施設ではございません。ただ、人の終えんに関わる施設ですので、日々遅滞なく、粛々と業務を執り行っております。指定管理者は太陽築炉工業です。本日は、平成30年からの評価をよろしく願いいたします。施設の詳細等につきましては、環境課霊園・火葬場の係長、富松よりご説明させていただきます。お願いいたします。
担当課	霊園・火葬場係の富松です。よろしく願いいたします。こちらは火葬をする施設ですが、施設の名称としましては芦屋市聖苑でございます。場所は芦屋市三条町39-32にあります。施設の概要としましては火葬炉、人体を火葬する施設が3基、動物を火葬する火葬炉が1基、備えられております。休業日は、年間9日程度の休業を点検日として設けております。営業時間は朝10時から午後6時までの間でございます。平成17年2月に開設した施設でございますが、4回目の指定管理の指定ではございますが、これまで1回目、2回目、3回目、全て同様の指定管理者であります太陽築炉が運営を行

っております。今回の2年間の評価につきまして、ご説明させていただきます。まず書類全般につきましては、事業計画書・年次報告書など、提出書類も適切に作成されており、期限内に提出されております。事業報告書も期限内に提出されて、決算書類も全て提出されております。適正な施設の管理ですが、施設保守・管理運営につきましては、事業提案書どおりの3人体制であることが事業計画書でも確認できており、実際に3人で行なっておりますので、従業員は適正に配置されております。また、火葬炉点検マニュアルに基づいて、火葬炉などの機器の毎月点検が実施されており、月次報告のときには点検表が提出され、施設の保守・管理につきましても適正に実施されております。従業員管理につきましては就業規則を掲げ、人事評価も実施されております。また、業績・能力に応じた給与制度が導入され、職員の健康・メンタル相談の窓口もあり、労働環境が保持されております。さらに就業規則に人材育成の考え方が示され、年に2回、教育リーダーによる研修も実施されております。危機管理につきましては緊急時対応マニュアルを作成し、それを基に年2回研修や訓練を実施するなど、事故・緊急時の体制が十分に整備され、緊急時の対応方法が確立されております。個人情報管理につきましてはマニュアルを作成し、管理者が個人情報保護の責任者として、厳密に管理しております。また、定期的に教育リーダーによる指導及びチェックが実施されるなど、個人情報は適正に管理されております。研修計画につきましては、火葬管理技士などの外部研修、また教育リーダーによる内部研修を実施計画書に基づいて実施されており、従業員研修が十分に実施されております。次に、事業収支・指定管理者の財政基盤・内部統制についてです。事業収支につきましては、提示内容に合わせて勘定科目を分けて処理され、事業計画に沿った運営がなされており、収支は赤字になっておりません。また、専用口座・帳簿等が備えられており、指定管理業務と指定管理業務以外の業務に関する収支は区分されております。財政基盤につきましては、指定管理者は監査法人による監査の義務はありませんが、自主的に計算書類について任意監査を受け、財政基盤は安定的にサービスを提供できる状態でございます。内部統制につきましては、技術員・教育リーダーなどが訪問した際、問題点があれば随時指摘し改善されるなど、業務運営に関する内部統制は有効に機能しております。備品につきましては、指定管理者も備品台帳を作成し、現物と確認をし、管理すべき備品を適正に把握しております。次に、サービスの質の維持・向上につきましては、事業計画性・透明性につきましては、火葬従事者の心得を事務所内に掲示し、それに基づき事業を実施しております。現場職員も含め、長期性・継続性を意識した事業運営を行なっております。また、予約システムを利用することにより、利用者にとって不公平とならないよう、透明性は確保されております。サービス向上につきましては、サービスに関するマニュアルが作成されており、年1回登録業者を対象にアンケート調査を実施しております。また、火葬場をご利用されるご遺族にも直接アンケート用紙を渡してアンケート調査を実施するなど、改善やサービス向上の取組を行っております。住民利用者の参画について、業務の性質上、住民または利用者と一緒に何かをすることは難しいですが、市が主催する運営協議会に出席するなど、住民の話に積極的に耳を傾けることによって、住民とよい関係を保っています。特に評価すべき点としましては、まず火葬がストップするような故障や事故が今までに一度もないところです。これは、炉メーカーでもある指定管理者の常日頃からのよく行き届いたメンテナンスのおかげだと考えております。また、住民からはとてもよい評価を頂いております。炉の特徴を熟知している炉メーカーの職員が炉を運転することによって、火葬時に出る排ガスなどの保全目標値をクリアし、近隣住民への配慮が行き届いた結果だと思ってお

	ります。さらに、環境への配慮にも努めております。積極的に省エネができる施設ではありませんが、火葬時の運転を工夫しながら、電気使用量にして前年度同月比で、多い月では10%もの削減につながっております。最後に、施設の性質から利用者から、直接アンケートを取ることができていませんでしたが、ご遺族の方に丁寧に説明して実施した結果、総合的な満足度について9割以上の方から満足、非常に満足との高評価を得ております。これは、お出迎えのときの丁寧な対応、身だしなみや言葉遣い、お骨上げの際の説明を丁寧に行なっていることからの結果だと考えております。以上でございます。
倉本委員長	それでは、審査要領に沿って、各委員から質問をお願いいたします。
豊田委員	まず、2点ほどお聞きしたいです。こういった施設は、個人情報の管理がすごく大事だと思います。こちらの施設管理者がされている研修は、年1回・1時間程度となっておりますが、十分とお考えかどうか、ご意見いただければと思います。
担当課	年1回、それが長いのか短いのかと言われると、確かに難しいお答えかもしれませんが、常日頃から、そういったところに気を遣いながら運営もされておりますし、さらにそこに研修を加えて、非常に厳密な個人情報の管理をしていると考えておりますので、足りているのかと思っております。
豊田委員	もう一点、今回コロナの関係があって、報告書では昨年度、新型コロナウイルス感染防止対策をされたと書かれている。これは引き続き今もされているという理解でよろしいでしょうか。
担当課	そうですね。ご遺族の方に、入苑をご遠慮いただくということはしておりません。まず職員同士が気をつけること、もちろん出勤時の検温、入苑時の消毒、そういうところは常日頃から徹底をしております。また、検温するための体温計も置いておりますので、ご遺族の方でちょっと調子が悪いということでしたら、すぐに検温することも可能となっております。また、一度新型コロナウイルス感染症に罹られた方の火葬がございましたが、それにつきましても十分な対応の結果、何事もなく火葬は済んでおります。
澤幡委員	周辺環境のことですが、臭気については大分改善がなされて、アルデヒドがぎりぎりぐらいですが、おおむね達成される状態になってきています。11ページに、低周波振動ですが、非稼働時の方が数値が高い。稼働しているときは低いという結果が南側で出ております。ページをめくって、南側も西側も稼働時のほうが低いということです。実際、機器が稼働している時の方が低いということはあり得るのでしょうか。
担当課	火葬場だけの音ではございません。敷地境界でかかってございますので、その他の音の影響しているのかなと思います。実際、火葬場自体からの低周波や騒音自体は非常に低く抑えてあると考えております。
澤幡委員	ちなみに、非稼働時としている時間帯は、営業してから翌日までの全体のLeqですか。それとも、サンプルで何時か特定して測定したものでしょうか。
担当課	1火葬についての測定を行っているんですが、その前後、お昼からの火葬の測定をする場合でしたら午前中、例えば午前中の測定をする場合でしたらお昼から、そういった同じ日で非稼働時に測定しております。
澤幡委員	営業時間帯の中で、稼働しているか、していないかの区別で測定をしている。ということは、生活ないしは交通音、そういった影響が大きい時間帯もあると読んだらよろしいですか。
担当課	はい。
澤幡委員	分かりました。

豊田委員	昨年、平成30年8月実施のアンケートの中で、ほかの斎場と比べて書類が多いので、何か一本化できないかというところで、提出先とか目的が違うので一本化できませんというお答えが書いてあるんです。そのあたり、重複箇所を減らして簡略化は、所管課とか市としてはできないものですか。極力減らす工夫はできるのかなと思ったので、鋭意考えてください。
担当課	はい。
倉本委員長	ご検討いただくということで、よろしく願いいたします。ありがとうございました。では、ただいまから指定管理者の入室をお願いいたします。
指定管理者	【入室・着席】
倉本委員長	まず、指定管理者のご担当の方からこれまでの管理状況などについて説明をお願いいたします。施設の概要につきましては、既に説明済みですので、省略いただいて結構です。また説明の中で、特にアピールする点や課題となっている点なども含めてご説明ください。説明時間はおおむね10分以内に、簡潔をお願いいたします。また説明の後、各委員からの質疑の時間を30分程度予定しておりますので、それに対してのご回答もお願いいたします。
指定管理者	太陽築炉工業の土井と申します。よろしくお願ひします。芦屋市聖苑、指定管理者として管理させていただいてまして、日々の火葬業務と予約関係、あと施設の管理を行っております。火葬業務につきましては、受入れから火葬、それと収骨等を行いまして、今のところ特に問題もなくやっております。また、アンケートを行なっております、これは直接、ご遺族の方にお渡しするような返信はがきをお渡しして実施しております、非常に高評価を頂いておる状況にあります。特に接遇、収骨の説明であるとか受入れの対応、これについて非常に感謝のお言葉も頂いている状況にあります。施設につきましては、かなり老朽化もしている部分もありますが、必要な法的な点検も含め、日々の点検を行いまして、施設担当課様と協議しながら、どうやっていっていかをご相談しながら、ご提案等させていただいている状況にあります。火葬炉につきましても、メンテナンスにつきましては、市で別途契約になっておるんですが、日々の日常点検、こういったものをきちっとやることで、設備の延命化、予防保全的なことを考えてやっております。
倉本委員長	それでは、質疑に関しましては、指定管理者または担当課のどちらにお出しいただいても結構です。
豊田委員	2点ほどお願ひします。まずアンケート。実際に利用された業者のアンケートですが、これは匿名ですか。それとも名前を書いたアンケートですか。
指定管理者	業者様に関しましては、どちらの業者様から頂いたというのは、こちらで把握できるようになっております。
豊田委員	書かれるときは、匿名で出されますか。実際の声を聞くためには匿名の方がいいのかなと思ってお聞きしております。
指定管理者	匿名の場合はメリット、デメリットどちらもあるとは思いますが、特に今まで悪い部分がないものですから、ずっと同じようなやり方でやっております。
豊田委員	匿名でないと書きにくいということは、そんなにはないとは思いますが、そのあたりもご検討いただいて、そちらのほうが出意見が出てくるのであれば、匿名という方法もあるかなと思います。今のままでも意見が出るのであれば構わないと思うので、工夫の余地があるのかなというのが1つです。
指定管理者	はい。

豊田委員	もう一点が、新型コロナウイルス感染症に罹られた方の火葬が1件あったとお聞きしているんですけど、そういった場合の対応マニュアルは作られているのでしょうか。
指定管理者	弊社が名古屋市でも運営しております、名古屋市では非常に早い段階からそういうことがございました。自治体の方もいろいろと神経を使われて、こうしたほうがいいんじゃないかなど、いろんな議論をしました。それを早々にまとめまして、こちらの芦屋市聖苑も含めた各現場でも職員にそれ伝達して、配付しております。
豊田委員	分かりました。ありがとうございます。
倉本委員長	関連する話で、コロナ対応の研修は今後行われる予定があるのか、もしくは既にされているのかどうかを教えてください。
指定管理者	弊社に教育リーダーといいまして、どこかの現場の所属ではなくて、いろいろな現場を見て回る教育リーダーという者がおりまして、そのリーダーも、名古屋にも関わったりして、いろんな情報を得ました。ここ最近では、どこかの現場で、例えばコロナの火葬があったりとかそういうことがあれば、一応駆けつけて、どういう状況だったかとか、この場合どんな雰囲気で作られたとか、そういうことを収集しております。それをほかの現場に伝えるということもやっております。今後、芦屋市聖苑においても、その教育リーダーが定期的に来て、最新の情報を伝えるという予定にはなっています。
倉本委員長	特に、研修会というわけではなく研修担当者が来られるということですね。
指定管理者	はい。
担当課	今年2月ぐらいから、コロナが各地で広がってきたと思います。今年度4月になってから、そのことに関する研修は、指定管理者さんの中でされたという報告は受けておりません。
倉本委員長	ありがとうございます。
澤幡委員	この2年間の間に、1日の運営のサイクルの中で、霊柩車が予定時刻に対して遅れた場合はありましたか。
指定管理者	確かに1日最大受入れ6件の中で、全ての業者さんが全て決まった時間に来てくれるかという、そういうわけでもなくて。様々な事情によって遅れることはあります。ただ、過去に遅れて、それによって次の御葬家の火葬ができないとか、遅れたところが例えばその日収骨ができない状況になることはありません。10分、15分の遅れは、多少あることはあるんですけども、こちらで対応できる範囲で少しずつ時間をずらして行うことで、大きなトラブルは今までありません。
澤幡委員	遅延はあっても、1日サイクルの中で対応はできている。分かりました。
指定管理者	やはり時間に関しては、葬儀社さんも当然、ご承知だと思うんです。遅れると他の御葬家にもご迷惑がかかることはご承知ですので、大幅に遅れることはありません。
澤幡委員	あと、日々の機器自体の不具合で、関西支店から応援に来ることも割とあるんですか。
指定管理者	あまりないです。ただ全くゼロではありません。例えば、コンピューターを使っている設備ですので、ちょっとした不具合で関西支店から電気の専門の人間が見に来ることもありました。特に大きなトラブルではありませんでしたが。
澤幡委員	もう一つ、予約の申込みのやり方です。インターネットという要望が少しずつ増えてきているのかなと捉えますけれども、その辺は今後いかがでしょうか。今の制度が、今のやり方が合っていると考えてよろしいのかどうか。
担当課	時代に合わせて電話予約でやっているところをインターネット予約にというお話だと思います。おっしゃるとおりだと思います。今年度、ネット予約システムに改修する予

	定になっており，準備中でございます。
澤幡委員	ありがとうございます。
倉本委員長	その件に関しましては，すみませんが，私から追加でお聞きします。指定管理者の方々はインターネットで特に問題なく受入れ，運営できそうな状況だとお考えでしょうか。
指定管理者	はい。
豊田委員	個人情報保護の中で，マニュアルを作って勉強会をして内部監査により定期的なチェックを行う。これは内部監査をする部署が専門にあつて，現場を回っているのですか。
指定管理者	先ほどお話しさせていただきました教育リーダーがおりまして，現場を回って確認することになっています。
豊田委員	その方が教育研修だけでなく，監査もされているのですか。
指定管理者	そうです。
豊田委員	そういう形で，遊撃部隊のようにあちらこちら回ってチェック，指導する方は何人いらっしゃるんですか。
指定管理者	今，2人です。
豊田委員	分かりました。
倉本委員長	仕様書にはいろんな点検等をするようにと書かれていまして，実施状況を見ると，十分な回数の点検をされていることがよく分かります。その中で私が把握できてなかった部分が，地下埋設配管の点検の記述です。正確にいうと，地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏洩点検を，平成30年，令和2年，3年，4年にするということで計画されています。実施状況の資料のところ，地下タンク貯蔵所点検と書かれていますが，これは同じものだという意味でよろしいですか。
指定管理者	同じものです。
倉本委員長	ありがとうございます。続けて，臭気への対応で，過去の話になりますが保全目標値がクリアできなかったことが資料に書かれていまして，今は対応できているとは思いますが，どういう工夫をされたのかを教えてくださいませんか。
指定管理者	この施設は火葬をやっている，燃料は灯油です。灯油バーナーという物を使っております。灯油バーナーは，仕組みとして灯油の燃料と空気を混合して燃焼する。当然，種火はつけないといけないですが，そういう仕組みになっています。燃料と空気の比率を調整して改良しました。これは機器の微調整みたいなことになります。それと，施設にCO-O2測定器みたいな物がついています。CO計は一酸化炭素を計る機械ですけど，一酸化炭素の数字が高いと，不完全燃焼していることが一目瞭然と分かるんです。一酸化炭素の数値を見ながら，バーナーの空気と燃料，空燃比と言っていますが，空気と燃料の比率を再調整しました。
倉本委員長	もちろん芦屋市以外のいろんな炉も担当されていると思うので，いろんな炉の情報を吸い上げられて，御社で研究されて，それを現場にフィードバックされるイメージでよろしいでしょうか。
指定管理者	そうですね。
倉本委員長	分かりました。収支計画に書かれております支出の項目の中に，一般管理費と書かれておられます。こちらの24.0%は，提案時から数字が特に変わっているわけではなく，提案のままだと思います。右側の積算根拠で，本社経費や研修費，研修費はイメージできるのですが，本社経費はどういうものに経費がかかっていますか，また，その研修費との比率をお答えできる範囲でお教えいただければと思います。

指定管理者	これは、人件費と事務費に対して、ある一定のパーセントを掛けて、それで管理費とさせていただいている部分がございます。これにつきましては、我々のほうで、現場以外でかかる人件費や諸経費を積み上げて、実際どれぐらいのパーセントになるのか、逆算的な形でパーセントを出して、それを根拠にして何パーセントでいきたいと思います。研修費との比率となるとなかなか難しいですけども、必要な経費として算出したということでございます。
倉本委員長	24%は、ほかの炉を指定管理で運営されているところでも同じ数字を適用されている、全国一緒の数字でしょうか。
指定管理者	大体同じ割合ですが、その中に何が含まれているのかというお話です。例えば今回、芦屋市さんで指定管理者が聖苑を運営するにあたって、実際その現場にいるスタッフの人件費だけではなく、例えば今回のように本社の社員が出席するなど、その他諸々を本社で管理する必要もあるわけです。それに関わる経費になります。
倉本委員長	24%というのは中途半端な数字に見えたもので、これは例えば20%といった元の数値があって、先ほどおっしゃった出張ですとか、そういうものが加わって24%になったということなのですか。
指定管理者	そうです。要するに、過去の事例をピックアップしまして。弊社は実際、指定管理業務とは別に工事もやらせていただいております。全体的に統計を取って、一定の率で案分して出した数字です。
倉本委員長	なるほど。実態ベースで出されている。それがたまたま24%になったというわけですね。
指定管理者	そうです。
倉本委員長	分かりました。ありがとうございます。
指定管理者	逆にそこを切りのいい数値に上げてしまうと、例えば実際24%と出ているのに30%と上げてしまうと、結果的に市にご負担かかるので、限りなく実数値で計上している次第です。
倉本委員長	分かりました。ありがとうございます。
豊田委員	今のだと過去の実績に基づいて比率を出しているということで、通常、間接経費であれば、人件費はこういう割合で割り振るし、何とか経費はこういう割り振りという基準があって案分する。普通の会社の原価計算もそうだと思うんです。そういうものに基づいて、その累計が24%になっているのですか。
指定管理者	そうです。
豊田委員	そうするとそれは定期的に見直すものですか。今24%が5年後に26になることもあり得ると思うんです。定期的な見直しはされているんですか。
指定管理者	再計算はしています。ただ、それが一度24%でご提案させていただいていますので、それを毎年変えるのはよろしくないのではないかなということで、多少のずれがあった場合は、何年間かはその数値を維持しています。仮に26%になっても、社内で話して協議して、いや、今回は24%のままで行こうという、なるべくお客様にご負担にならないように維持しているつもりです。
豊田委員	多少の誤差は御社の中で吸収するということですね。
指定管理者	そうです。
豊田委員	それが、かなり乖離した場合は市と交渉するということはないですか。
指定管理者	その場合はなぜ乖離しているか、社内で再検証して、例えば弊社の場合はどうしても工

	事がメインになってくるものですから、工事の売上高とかによって、その率が動きやすくなるんです。そうなった場合に、その工事が妥当かどうかを再検証して出しています。
豊田委員	先ほど、今後に向けた課題というか改善点で、施設の老朽化が出されました。それ以外にお考えの管理者としての課題や懸念事項があれば教えていただきたいです。
指定管理者	おっしゃられている趣旨と異なるかも分かりませんが、現状、管理をさせてもらっている中では、これが心配だみたいなことはあまり持っていません。ただ、管理をしていく中で、我々の評価が次の更新にどう結びついていくのかみたいなことが、実は一番心配です。それは、この場でお話することとはまた違うのかもしれませんが、非常にそこは心配しております。売り込みをして、お客さんを集めるような施設ではないものですから、自然現象で行われることもあります。今、一生懸命その中で考えて、待遇であるとかそういったことを頑張っておるんですが、それをやったからといって人が来るという問題でもありません。そういうところが難しいかなと思っています。
豊田委員	分かりました。
倉本委員長	先ほども話に出ていましたように、コロナの対応が今後も求められてくるとは思いますけど、幸いにして、まだ1件という状況です。今後を見据えて、設備投資など、それほど大きな投資にはならないかもしれませんが、何か買われるとか、経費がかかるという予測はされていますでしょうか。
指定管理者	今は落ち着いてはいるんですが、マスクとか消毒液であったり、そういった物は今後も早め早めに備蓄していく必要があるかなというのはございます。その他、特別に大がかりな設備は考えてはいないです。対応した職員に対しては、特別手当をつけるような態勢には早めからしておりますし、それは今後も継続していくと今のところ考えてます。
倉本委員長	よろしいですかね。ではこれで質問を終わらせていただきたいと思います。それでは、これで質疑を終わらせていただきたいと思います。指定管理者、所管課の方、これで結構ですのでご退席ください。ありがとうございました。
担当課・指定管理者	【退席】
倉本委員長	それでは、聖苑の管理運営に係る評価について委員会としての意見をまとめていくということになりますが、各委員におかれましては、お手元の採点表をまず、すべてご記入ください。採点表は、お手元の【4-2「聖苑 指定管理者評価基準」】にあります。委員名と採点結果をご記入いただきましたら、事務局へ提出願います。
各委員	【評価について審議・採点表記入・採点表提出】
事務局	【採点表の集計及び採点結果表を配布】
倉本委員長	採点が済んだようですので、事務局から説明をお願いします。
事務局	【採点結果及び評価案を説明】
倉本委員長	採点による評価は、このような結果となりましたが、この結果に対して、また、点数外に特に配慮すべき点などにより、特にこの評価を補正する必要はございますか。
各委員	無いです。
倉本委員長	それではよろしいでしょうか。本施設の評価につきましては「S」といたします。その後の手続について、事務局から説明願います。

事務局	<p>本日審議いただきました内容をまとめて評価票の案を作成いたします。案が作成でき次第、各委員の皆さまに、送付させていただき、内容をご確認いただきます。その確認後、評価票として確定させ、倉本委員長名により市長への報告書として、作成します。</p> <p>また、本日の会議の議事録につきましても、案がまとまり次第、各委員の皆さまに送付させていただき、内容をご確認いただきます。最終的には、評価結果及び議事録をホームページにおいて、公表させていただきます。</p>
倉本委員長	<p>各委員におかれましては、後日、評価内容及び議事録の点検をよろしく申し上げます。市におかれましては、委員の皆様から示された意見等を、指定管理者とも十分協議の上、今後の施設の管理運営に反映していただきますようお願いいたします。以上で審議は終了します。</p>